

用地測量積算基準及び標準歩掛 物件調査等積算基準及び標準歩掛の一部改正（新旧対照表）

改正日 令和8年7月20日

赤字下線：今回改正箇所

頁	新	頁	旧
表紙	用地測量積算基準及び標準歩掛 物件調査等積算基準及び標準歩掛 令和8年度 (令和8年<u>7</u>月20日以降適用) 新潟県土木部	表紙	用地測量積算基準及び標準歩掛 物件調査等積算基準及び標準歩掛 令和8年度 (令和8年<u>6</u>月20日以降適用) 新潟県土木部

56
頁

用地測量関係 (略)

物件調査関係

第1 物件調査等積算基準及び標準歩掛 (略)

第2 物件調査等歩掛

(1) 打合せ協議歩掛 (略)

(2) 物件調査歩掛

1～3 (略)

4 建物の調査

(1) 木造建物の調査及び算定
(略)

表2-4 (略)

表2-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13人	

木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技 術 員	—	—	0.10	0.10人	

注1 (略)

57
頁56
頁

用地測量関係 (略)

物件調査関係

第1 物件調査等積算基準及び標準歩掛 (略)

第2 物件調査等歩掛

(1) 打合せ協議歩掛 (略)

(2) 物件調査歩掛

1～3 (略)

4 建物の調査

(1) 木造建物の調査及び算定
(略)

表2-4 (略)

表2-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13人	

木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技 術 員	—	—	0.10	0.10人	

注1 (略)

57
頁

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年5月18日付け用土第50号。以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表2-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表2-15によって行うものとする。

表2-6 (略)

(2) 木造特殊建物の調査及び算定
(略)

表2-7

	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師 A	0.70	0.25	—	0.95人	
			技師 B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師 C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技術員	—	—	0.22	0.22人	

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表2-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表2-15によって行うものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年5月18日付け用土第50号。以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表2-6 (略)

(2) 木造特殊建物の調査及び算定
(略)

表2-7

	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師 A	0.70	0.25	—	0.95人	
			技師 B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師 C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技術員	—	—	0.22	0.22人	

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

(3) 非木造建物の調査及び算定
(略)

表 2-8 (略)

表 2-9 (略)

表 2-10 (略)

表 2-11

構造計算を行わない場合

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	1.08	3.60	—	4.68 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技 術 員	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.83	2.76	—	3.59 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技 術 員	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.82	2.18	—	3.00 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	
			技 術 員	—	—	0.26	0.26 人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69 人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85 人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52 人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人	

(3) 非木造建物の調査及び算定
(略)

表 2-8 (略)

表 2-9 (略)

表 2-10 (略)

表 2-11

構造計算を行わない場合

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	1.08	3.60	—	4.68 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技 術 員	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.83	2.76	—	3.59 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技 術 員	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.82	2.18	—	3.00 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	
			技 術 員	—	—	0.26	0.26 人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69 人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85 人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52 人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人	

構造計算を行う場合

表 2-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技 術 員	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技 術 員	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	
			技 術 員	—	—	0.26	0.26 人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04 人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85 人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52 人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人	

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 2-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 2-15

構造計算を行う場合

表 2-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技 術 員	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技 術 員	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	
			技 術 員	—	—	0.26	0.26 人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04 人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85 人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52 人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人	

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・ 石綿要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

61
頁

によって行うものとする。

表 2－1 2（略）

(4) 建物の見積
(略)

表 2－1 3（略）

(5) 石綿分析調査の依頼

石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 2－1 4 によって行うものとする。

表 2－1 4

区 分	単位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
石綿分析調査 の依頼	回	主任技師	0.16	二	0.10	0.26 人	
		技師 A	0.16	0.30	二	0.46 人	

注 1 本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、必要な経費を別途計上するものとする。

注 2 1 回とは、建物の場合は 1 棟当たりとし、表 2－1 に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

(6) 石綿除去処分の見積

石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 2－1 5 によって行うものとする。

61
頁

・石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 2－1 2（略）

(4) 建物の見積
(略)

表 2－1 3（略）

62
頁

(6) 石綿除去処分の見積

石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 2－1 5 によって行うものとする。

表 2-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
石綿除去処分 の見積	回	主任技師	二	二	0.16	0.16 人	
		技師 A	二	0.24	0.27	0.51 人	

注 1 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注 2 1 回とは、建物の場合は 1 棟当たりとし、表 2-1 に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

62
頁

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条（特殊建物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第 61 条（防火地域内及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表 2-16 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-17 により行うものとする。

表 2-16 (略)

表 2-17 (略)

63
頁

6 工作物の調査

(1) 機械設備
(略)

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 2-18 の区分によるものとする。

表 2-18 (略)

61
頁

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条（特殊建物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第 61 条（防火地域内及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表 2-14 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-15 により行うものとする。

表 2-14 (略)

表 2-15 (略)

62
頁

6 工作物の調査

(1) 機械設備
(略)

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 2-16 の区分によるものとする。

表 2-16 (略)

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表2-1.9により行うものとする。ただし、予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) (略)
- (ii) (略)

表2-1.9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98 人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59 人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96 人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54 人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20 人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94 人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37 人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98 人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は表2-2.0の補正率を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表2-1.7により行うものとする。ただし、予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) (略)
- (ii) (略)

表2-1.7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98 人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59 人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96 人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54 人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20 人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94 人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37 人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98 人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は表2-1.8の補正率を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、

	<u>石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表2-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表2-15によって行うものとする。</u>		<u>以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</u> <u>・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用</u> <u>・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</u>
66 頁	表 <u>2-20</u> (略) ハ 機械設備の見積 機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 <u>2-21</u> によって行うものとする。 表 <u>2-21</u> (略) (2) 生産設備 (略) イ 生産設備の区分 生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 <u>2-22</u> の区分によるものとする。 表 <u>2-22</u> (略)	65 頁	表 <u>2-18</u> (略) ハ 機械設備の見積 機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 <u>2-19</u> によって行うものとする。 表 <u>2-19</u> (略) (2) 生産設備 (略) イ 生産設備の区分 生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 <u>2-20</u> の区分によるものとする。 表 <u>2-20</u> (略)
68 頁	ロ 生産設備の調査及び算定 生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 <u>2-23</u> により行うものとする。ただし、予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。	67 頁	ロ 生産設備の調査及び算定 生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 <u>2-21</u> により行うものとする。ただし、予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表 2-23

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備 A	設備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10 人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56 人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43 人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78 人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人	
生産設備 B	設備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74 人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75 人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11 人	
			技 術 員	—	—	0.19	0.19 人	
生産設備 C	設備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11 人	
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52 人	
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11 人	
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69 人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17 人	
生産設備 D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31 人	
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79 人	
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34 人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合、表 2-24 の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表2-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表2-15によって行うものとする。

表 2-21

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備 A	設備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10 人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56 人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43 人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78 人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人	
生産設備 B	設備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74 人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75 人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11 人	
			技 術 員	—	—	0.19	0.19 人	
生産設備 C	設備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11 人	
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52 人	
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11 人	
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69 人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17 人	
生産設備 D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31 人	
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79 人	
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34 人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合、表 2-22 の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積書等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

69 頁	表 <u>2-24</u> (略) ハ 生産設備の見積 生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 <u>2-25</u> によって行うものとする。 表 <u>2-25</u> (略) (3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定 (略) イ 附帯工作物の区分 附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表 <u>2-26</u> によるものとする。 表 <u>2-26</u> (略) ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定 附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 <u>2-27</u> により行うものとする。ただし、第2（4）の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。	68 頁	表 <u>2-22</u> (略) ハ 生産設備の見積 生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 <u>2-23</u> によって行うものとする。 表 <u>2-23</u> (略) (3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定 (略) イ 附帯工作物の区分 附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表 <u>2-24</u> によるものとする。 表 <u>2-24</u> (略) ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定 附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 <u>2-25</u> により行うものとする。ただし、第2（4）の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。
---------	---	---------	---

表 2-27

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地 B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地 A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の 敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所		技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34 人	
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94 人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人	

注 1 (略)

注 2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-28 の補正率表を適用するものとする。

注 3 (略)

注 4 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、

表 2-25

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地 B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地 A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の 敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所		技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34 人	
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94 人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人	

注 1 (略)

注 2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-26 の補正率表を適用するものとする。

注 3 (略)

注 4 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、

	<u>石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表2-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表2-15によって行うものとする。</u>		<u>以下については歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積書等を徴収して対応するものとする。</u> <u>・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用</u> <u>・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</u>
72 頁	ハ 独立工作物の見積 独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表<u>2-29</u>によって行うものとする。 表<u>2-29</u> (略)	71 頁	ハ 独立工作物の見積 独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表<u>2-27</u>によって行うものとする。 表<u>2-27</u> (略)
73 頁	(4) 立竹木の調査及び算定 立竹木の調査及び算定は、表<u>2-30</u>の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表<u>2-31</u>により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。 $\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$ ただし、表<u>2-30</u>の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。 表<u>2-30</u> (略)	72 頁	(4) 立竹木の調査及び算定 立竹木の調査及び算定は、表<u>2-28</u>の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表<u>2-29</u>により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。 $\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$ ただし、表<u>2-28</u>の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。 表<u>2-28</u> (略)

表 2-31

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用材林	1,000 ㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技 術 員	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪炭林	1,000 ㎡	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技 術 員	0.36	—	0.15	0.51 人	
収穫樹	1,000 ㎡	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	釣り棚、囲 障等の調 査及び算 定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技 術 員	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1,000 ㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技 術 員	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 ㎡	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の 調査及び 算定を含 む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技 術 員	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 2-32 の補正を行うものとする。

表 2-32 (略)

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は表 2-33 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-34 により行うものとする。

表 2-33 (略)

表 2-29

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用材林	1,000 ㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技 術 員	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪炭林	1,000 ㎡	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技 術 員	0.36	—	0.15	0.51 人	
収穫樹	1,000 ㎡	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	釣り棚、囲 障等の調 査及び算 定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技 術 員	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1,000 ㎡	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技 術 員	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 ㎡	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の 調査及び 算定を含 む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技 術 員	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 2-30 の補正を行うものとする。

表 2-30 (略)

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は表 2-31 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-32 により行うものとする。

表 2-31 (略)

表2-34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-35の補正率表を適用するものとする。

注2 (略)

表2-35 (略)

(6) 墳墓等の調査及び算定

イ 墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表2-36によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表2-37により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

表2-36 (略)

表2-37 (略)

表2-32

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-33の補正率表を適用するものとする。

注2 (略)

表2-33 (略)

(6) 墳墓等の調査及び算定

イ 墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表2-34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表2-35により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

表2-34 (略)

表2-35 (略)

79 頁	ロ 墓地管理者等の調査 墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用（祭祀）者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表<u>2-38</u>により行うものとする。 表<u>2-38</u> （略） 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討 工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、移転工法案検討までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表<u>2-39</u>により行うものとする。 表<u>2-39</u> （略） 8 照応建物の設計案の作成等 （略） （1） 建物計画案の策定 照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表<u>2-40</u>により行うものとする。	79 頁	ロ 墓地管理者等の調査 墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用（祭祀）者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表<u>2-36</u>により行うものとする。 表<u>2-36</u> （略） 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討 工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、移転工法案検討までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表<u>2-37</u>により行うものとする。 表<u>2-37</u> （略） 8 照応建物の設計案の作成等 （略） （1） 建物計画案の策定 照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表<u>2-38</u>により行うものとする。
---------	--	---------	--

表 2-40

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の 策定	計画案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照
 応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、
 表 2-40 を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件
 費の積算は、表 2-41 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照
 応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、建物等の調査 4
 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建
 物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場
 合などは、移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用する
 ことができるものとする。

表 2-41 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 移転工法案検討歩掛

1～7 (略)

8 機械設備設計

(1)～(3) (略)

表 2-38

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の 策定	計画案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照
 応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、
 表 2-38 を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件
 費の積算は、表 2-39 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照
 応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、建物等の調査 4
 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建
 物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場
 合などは、移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用する
 ことができるものとする。

表 2-39 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 移転工法案検討歩掛

1～7 (略)

8 機械設備設計

(1)～(3) (略)

(4) 標準技術者員数
(略)

機械設備設計標準員数

表5-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54 人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15 人	
			技師 B	0.93	—	0.93 人	
			技 術 員	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60 人	
			技師 B	2.76	—	2.76 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76 人	
			技師 B	3.45	—	3.45 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63 人	
			技師 B	3.97	—	3.97 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	

注1 本表の区分は、表2-18のとおりとする。

注2・3 (略)

注4 本表の歩掛は、表2-19の調査内業（図面等）及び算定の合計の
人員である。

見積徴収者員数

表5-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師	0.14	—	0.43	0.57 人	
		技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注1～3 (略)

注4 本表は、表2-21を再掲したものである。

(4) 標準技術者員数
(略)

機械設備設計標準員数

表5-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54 人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15 人	
			技師 B	0.93	—	0.93 人	
			技 術 員	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60 人	
			技師 B	2.76	—	2.76 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76 人	
			技師 B	3.45	—	3.45 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63 人	
			技師 B	3.97	—	3.97 人	
			技 術 員	—	0.63	0.63 人	

注1 本表の区分は、表2-16のとおりとする。

注2・3 (略)

注4 本表の歩掛は、表2-17の調査内業（図面等）及び算定の合計の
人員である。

見積徴収者員数

表5-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師	0.14	—	0.43	0.57 人	
		技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注1～3 (略)

注4 本表は、表2-19を再掲したものである。

108
頁

見積徴収者員数

表 5－1 5

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	－	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注 1～3 (略)

注 4 本表は、表 2－2 5 を再掲したものである。

(6) 再算定歩掛

1・2 (略)

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、基準細則、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表 2－1 3、表 2－1 5、表 2－2 1、表 2－2 5 及び表 2－2 9 の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

4 (略)

108
頁

見積徴収者員数

表 5－1 5

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	－	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注 1～3 (略)

注 4 本表は、表 2－2 3 を再掲したものである。

(6) 再算定歩掛

1・2 (略)

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、基準細則、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表 2－1 3、表 2－1 9、表 2－2 3 及び表 2－2 7 の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

4 (略)

111
頁

111
頁

117
頁

(7) 消費税等調査歩掛

1 (略)

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表7-1

区 分	単位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.16</u>	0.09	—	<u>0.25 人</u>	
			技師 B	<u>0.16</u>	0.13	—	<u>0.29 人</u>	

(2) 営業調査等を伴う事業者 (営業補償対象者) 表7-2

区 分	単位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.08</u>	0.09	—	<u>0.17 人</u>	
			技師 B	<u>0.08</u>	0.13	—	<u>0.21 人</u>	

(8) 地盤変動影響調査等歩掛 (略)

117
頁

(7) 消費税等調査歩掛

1 (略)

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表7-1

区 分	単位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.15</u>	0.09	—	<u>0.24 人</u>	
			技師 B	<u>0.15</u>	0.13	—	<u>0.28 人</u>	

(2) 営業調査等を伴う事業者 (営業補償対象者) 表7-2

区 分	単位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.06</u>	0.09	—	<u>0.15 人</u>	
			技師 B	<u>0.06</u>	0.13	—	<u>0.19 人</u>	

(8) 地盤変動影響調査等歩掛 (略)

3 旅費・交通費

現地への往復は、連絡車によるものとするが、現場内機械器具の運搬費（ライトバン運転費（2時間／日）を計上）に含むものとし、別途計上しない。

連絡車（ライトバン 1,500cc） 1 日当たり運転費

項目	規格	単位	員数	単価		金額		摘 要
				本土	佐渡	本土	佐渡	
ガソリン		リットル	5.4	※	<u>166.0</u>	※	<u>896</u>	2.7 リットル/h×2h
ライトバン損料 1,500cc	運転	h	2	193		386		
〃	供用	日	1			1,170		
計						※	<u>2,452</u>	

※ 本土のガソリン単価は、市販されている「月刊建設物価（Web 建設物価含む）」及び「月刊積算資料」の当月号に掲載されている単価の平均値を採用。

3 旅費・交通費

現地への往復は、連絡車によるものとするが、現場内機械器具の運搬費（ライトバン運転費（2時間／日）を計上）に含むものとし、別途計上しない。

連絡車（ライトバン 1,500cc） 1 日当たり運転費

項目	規格	単位	員数	単価		金額		摘 要
				本土	佐渡	本土	佐渡	
ガソリン		リットル	5.4	※	<u>165.0</u>	※	<u>891</u>	2.7 リットル/h×2h
ライトバン損料 1,500cc	運転	h	2	193		386		
〃	供用	日	1			1,170		
計						※	<u>2,447</u>	

※ 本土のガソリン単価は、市販されている「月刊建設物価（Web 建設物価含む）」及び「月刊積算資料」の当月号に掲載されている単価の平均値を採用。

物件等調査直接業務費の内訳

〔建物等の調査〕

項 目	単位	数量	単価	金額	摘要
<人件費等>					
打合せ協議基本	外業	業務			
打合せ協議加算	外業	回			
作業計画書の作成	内業	業務			
現地踏査	外業	業務			
木造建物調査・算定	外業	棟			
	内業	棟			
木造特殊建物調査・算定	外業	棟			
	内業	棟			
非木造建物調査・算定	外業	棟			
	内業	棟			
建物の見積	外業	棟			
	内業	棟			
建物の登記記録調査	外業	戸			
	内業	戸			
法令適合性調査・算定	外業	棟			
	内業	棟			
石綿分析調査の依頼	外業	回			
石綿除去処分の見積	内業	回			
機械設備調査・算定	外業	事業所			
	内業	事業所			
機械設備の見積	外業	台			
	内業	台			
生産設備調査・算定	外業	設備			
	内業	設備			
生産設備の見積	外業	台			
	内業	台			
附帯工作物調査・算定	外業	戸・箇所			
	内業	戸・箇所			
独立工作物の見積	外業	箇所			
	内業	箇所			
立竹木調査・算定	外業	m			
	内業	m			
庭園調査・算定	外業	箇所			
	内業	箇所			
墳墓調査・算定	外業	m			
	内業	m			
墓地管理者等の調査	外業	使用者			
	内業	使用者			
建物等の残地移転要件の該当性の検討	外業	権利者			
	内業	権利者			
建物計画案の策定	内業	案			
照応建物の設計案の作成	内業	案			
<直接経費>					
材料費等	式				
旅費交通費	式				
作業費	式				
<謝金・旅費>					
立会謝金・旅費	式				

物件等調査直接業務費の内訳

〔建物等の調査〕

項 目	単位	数量	単価	金額	摘要
<人件費等>					
打合せ協議基本	外業	業務			
打合せ協議加算	外業	回			
作業計画書の作成	内業	業務			
現地踏査	外業	業務			
木造建物調査・算定	外業	棟			
	内業	棟			
木造特殊建物調査・算定	外業	棟			
	内業	棟			
非木造建物調査・算定	外業	棟			
	内業	棟			
建物の見積	外業	棟			
	内業	棟			
建物の登記記録調査	外業	戸			
	内業	戸			
法令適合性調査・算定	外業	棟			
	内業	棟			
機械設備調査・算定	外業	事業所			
	内業	事業所			
機械設備の見積	外業	台			
	内業	台			
生産設備調査・算定	外業	設備			
	内業	設備			
生産設備の見積	外業	台			
	内業	台			
附帯工作物調査・算定	外業	戸・箇所			
	内業	戸・箇所			
独立工作物の見積	外業	箇所			
	内業	箇所			
立竹木調査・算定	外業	m			
	内業	m			
庭園調査・算定	外業	箇所			
	内業	箇所			
墳墓調査・算定	外業	m			
	内業	m			
墓地管理者等の調査	外業	使用者			
	内業	使用者			
建物等の残地移転要件の該当性の検討	外業	権利者			
	内業	権利者			
建物計画案の策定	内業	案			
照応建物の設計案の作成	内業	案			
<直接経費>					
材料費等	式				
旅費交通費	式				
作業費	式				
<謝金・旅費>					
立会謝金・旅費	式				